

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和5年3月13日付けで提起した情報不存決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和4年12月15日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - ・ 文書取扱規程に規定する永年保存の文書を紛失または同規程の規定に基づかずに廃棄した文書の情報がわかるもの。なお、文書自体は存在しないため、文書名等文書の一部でもわかるもので事足りる。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和4年12月28日付4熊総第3480号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年3月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、処分庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由から本件処分を取り消す及び情報公開条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求めている。

(1) 「告示台帳」もしくは「理由説明書(令和4年2月15日付け3熊保育第2759号)」が以下の項目に該当するものと考えている。

- ・個人情報保護規則第5条の規程による告示を条例制定当時に告示した情報の所在が現在不明であること。
- ・当該告示については、3熊保育第2759号で「告示を行っている」と断言していること。
- ・告示を行った文書の保存期間は文書取扱規程で永年保存であると定められていること。
- ・告示を行ったにもかかわらず、告示台帳に記載しないことは考えられないこと。

(2) 公開請求に係る情報が「紛失または不適切に廃棄された文書が明記されている文書に限られるのか否か」ではなく「明記されている文書に限られているものではない」と主張する。情報公開請求書においても明記された文書に限定して情報公開請求を実施しておらず、「文書の一部でもわかるもの」という表記にすることで、意思を明確にしている。また、情報の特定の場においても町職員から「明記されている文書のみが公開の対象となる情報である」との趣旨の説明は受けていない。

(3) 文書取扱規程別表第1に規定されているとおり、告示をおこなった文書は永年保存文書であるが、当該告示に関する文書を熊取町は保有していない。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 永年保存文書の紛失または廃棄した文書については、文書取扱規程第39条に規定する保存文書の紛失及び汚損にかかる手続きを行った文書が存在しないことを確認している。また、永年保存文書を紛失または廃棄した保存年限等に従わずに廃棄してしまったことを記録した文書が存在するか庁内に確認したところ、すべての課から存在しないとの回答を得ている。

(2) 審査請求人は告示台帳及び3熊保育第2759号が、紛失または廃棄した情報がわかるものに該当する旨を主張するが、両文書ともに永年保存文書を紛失または保存年限等に従わずに廃棄したことの具体的な記述はなく、審査請求人が主張する情報公開の対象とはならないものとする。

第3 理由

1 情報公開審査会の判断

(1) 争点について

審査請求人は、熊取町長が3熊保育第2759号で、条例制定当時の告示を行っている、

と断言していること、当該告示に関する情報の所在が不明であること、告示文書の保存期間は永年保存であることなどから、公開請求した情報については、「告示台帳」又は「3熊保育第2759号」が該当すると主張している。

一方、処分庁は、公開請求された情報について、永年保存文書を紛失した際に総務課長に提出する始末書が存在しないこと、庁内照会の結果すべての課から存在しない旨の回答があったこと、審査請求人が「告示台帳」又は「3熊保育第2759号」と主張する件については、両文書とも永年保存文書を紛失または保存年限等に従わずに廃棄したことの具体的な記述はなく、審査請求人が主張する情報公開の対象とならないことを主張している。

以上の点から、「告示台帳」又は「3熊保育第2759号」が審査請求人が請求した情報に該当するか否かが争点である。

(2) 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、文書取扱規程に規定する永年保存文書を紛失または同規程の規定に基づかずに廃棄した文書の情報が分かるものである。

情報公開制度における情報公開の決定にあたっては、請求人から公開請求された情報が町が保有しているか否か、保有している場合は、当該情報が公開することができる情報か否かを判断して行うものである。

また、情報公開制度においては、処分庁の事務の適否の判断又は事務処理の事実関係を明らかにすることが情報公開の前提となるような情報公開請求がなされた場合においては、情報公開審査会は、処分庁の事務の適否の判断又は事務処理の事実関係を明らかにすることが困難であるため、情報の特定を行うことができないものと考えられることから、公開請求された情報がそのような内容であった場合は、処分庁は、請求人に対し情報の特定を確実にできるよう、請求の内容について補正させることが必要である。

それを踏まえた上で、審査請求人は、特定の文書が本件対象文書に該当するものと主張するが、処分庁は、審査請求人が公開請求した情報について、該当する情報があるか否かを全課に照会し、該当する規程はないという結果となったこと、他に紛失・廃棄したことがわかる記載がある文書が存在しないことをもって、情報不存在決定の処分を行ったとの主張は、合理性があると判断する。

そのため、不存在決定は、妥当である。

なお、当審査会は、審査請求人が主張する熊取町長が3熊保育第2759号で条例制定時に告示を行っていることを説明したものの当該告示に関する情報の所在が不明であることなどをもって、永年保存文書の紛失または廃棄がわかるかどうかを判断するところではない。

2 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、不存在決定は妥当であると判断する。よって行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月15日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求められません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間がこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。